

## 意見書

平成20年6月20日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 760-8584

(ふりがな) かがわけんたかまつしさいほうちょう  
住所 香川県高松市西宝町1-4-23

(ふりがな) かぶしきかいしやえふえむかがわ  
氏名 株式会社エフエム香川  
やました せいじ  
代表取締役社長 山下 誠志

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見書「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」

別紙

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
5頁	14～16	新たな放送の制度は、できる限り事業者の創意工夫を生かせるものとすることによって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意した。	事業者の工夫を生かす基本的な考え方に賛同する。
14頁	表内	地方ブロック向けデジタルラジオ放送 制度化の理念 「地域振興」「地域情報の確保」「既存ラジオのノウハウの活用」	既存のFM放送の実績やノウハウは活用すべきと考える。 マルチメディア放送において、多彩なサービスを創造するため、FM放送事業者がFM多重放送などで取り組んできた、データ放送や放送通信融合のサービスによるノウハウの活用が可能な制度整備が望まれる。
16, 17 頁	28～2	マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に、より多くの国民にサービスが提供されるよう、当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる	サービスエリア内のカバー率については、固定受信機によるサービスエリア内の受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や都市部における携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性に配慮した、なるべくゆるやかで柔軟な条件を望む。

21頁	2~12	<p>V-L O Wは、V-H I G Hと比較すると、電波の波長が長く建物等への回り込みやすさに優れているが、他方、受信用アンテナが長くなり、携帯電話端末へのアンテナの内蔵に難点がある（注1）ほか、スポラディックE層による混信（注2）の悪影響を受け易いとされている。</p> <p>（注1）本懇談会での携帯電話端末メーカーへのヒアリングによれば、現時点の見通しとして、携帯電話端末にV-H I G Hに対応するアンテナを内蔵することは可能であるが、V-L O Wについては困難であることから、V-L O Wに対応するチューナーの内蔵は考えていない、とのことであった。</p>	<p>V-L O Wでも、今後の技術革新により携帯端末での受信が可能になることを留意し、その旨、記載すべき。V-L O Wを使用する事業者の発売端末の可能性やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながらないようにしてほしい。</p>
23, 24頁	34~22	<p>「地方ブロック向け放送」については、「地方ブロック」を誰がどのように区分けをするか（例えば、どの位の数の県を1のブロックとするか）が今後の検討に委ねられている。</p> <p>この点、「地方ブロック向け放送」について、</p> <p>①1の者がすべての地方ブロックで「地方ブロック向け放送」を行うこと、又は、すべてのブロックの申請者が連携して申請することを前提とする場合</p> <p>②地方ブロックの区分けやその地方ブロック用のチャンネル（予備用のチャンネルを含む。）の利用条件を国があらかじめ定め、地方ブロックごとに放送事業者が申請する場合等を想定すれば、国が異なる地方ブロック間の</p>	<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが望まれるが、一方で利用者の立場からみて今後、道州制問題など急速に進展することも加味し、国民のニーズにたった有効利用等を踏まえ、更に検討することに賛同する。</p>

		<p>チャンネル利用を個別に調整することは必要ではなく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。</p> <p>このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当である。なお、参入の形態について、上記②の方法をとった場合には、実際に申請が行われない地方ブロックが生じることも想定される。こうした場合には、例えば、申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け放送」への割当てを止めて、すべて「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集すること、とりあえず申請があった地方ブロックについて処理を行うこと（その他の地方については申請を待つこと）、等の対応が考えられるが、国民のニーズや周波数の有効利用等を踏まえ、更に検討することが必要である。</p>	
37頁	14～18	<p>マルチメディア放送については、前述のとおり、いわゆるハード・ソフト分離制度の活用を可能とすることが考えられるが、この場合、ハード事業者によるソフト事業者に対する役務の提供条件がソフト事業者間で不公平なものであると、ソフト事業者間の公正な競争が阻害され、利用者の利益を害することが懸念される。</p>	<p>「ブロック向け放送」に関しては、ブロック間で放送サービスについての極端な差が出ないよう、あるいは、全国すべてのブロックで放送が実現できるよう、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入を望む。</p>

以上